

兵庫県特別支援教育第三次推進計画

平成31年3月

兵庫県教育委員会

目 次

第1章	兵庫県特別支援教育第三次推進計画の基本的な考え方	
1	策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
4	兵庫県がめざす特別支援教育	2
5	取組の方向性	2
第2章	本県における特別支援教育の現状と課題及び推進方策	
I	連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携） ～すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育～	
1	学習指導要領の改訂等を踏まえた指導の充実	3
2	すべての教職員の学びの継続による専門性の向上	17
3	教育環境整備の推進	21
II	連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携） ～早期から卒業後へ支えつなぐる特別支援教育～	
1	関係機関との連携による支援の充実	27
2	特別支援教育に関する理解啓発	35
	（参考）障害のある幼児児童生徒を取り巻く状況の変化	37
	特別支援学校設置状況	39
	特別支援学校設置状況図	40

第1章 兵庫県特別支援教育第三次推進計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

本県では、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な指導と必要な支援を行うため、これまで、「兵庫県特別支援教育推進計画」「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」に基づき、校園内支援体制の整備や教職員の専門性の向上、特別支援学校の再編等の施策を展開してきた。

国においては、障害者権利条約発効後、インクルーシブ教育システムに関する国の動向や共生社会の実現に向けた取組が加速化するなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況から、兵庫県教育委員会(以下、県教委という。)は、平成30年7月、兵庫県特別支援教育第二次推進計画の評価検証を目的として、兵庫県特別支援教育第二次推進計画評価検証委員会を設置した。本県の特別支援教育のこれまでの取組及び課題と方向性について審議を重ね、「兵庫県特別支援教育第二次推進計画評価検証委員会報告」が平成31年1月に取りまとめられた。

本報告では、5年間の取組の成果と課題及び国の動向を勘案し、「本人・保護者を中心に据え、就学前から卒業後へとつないでいく縦(線)の連携と、教育だけでなく、保健・福祉、医療、労働等の関係機関や地域住民とつながっていく横(面)の連携からなる『縦横(タテヨコ)連携』を教育委員会・学校園が主体となって推進することが求められる。」との提言がなされた。

この提言の趣旨を踏まえ、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実を図ることを目的に、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」をここに策定する。

2 計画の性格

- 障害者基本法(第16条 教育)等による教育委員会の責務を踏まえた、特別支援教育に関する基本的な計画
- 第3期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」(平成31年3月策定)に基づき、中長期的な視点に立ち、県の特別支援教育を推進するための取組を具体化した計画

3 計画の期間

- (1) 平成31(2019)年度から2023年度までの5年間とする。
- (2) 社会状況の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行う。

4 兵庫県がめざす特別支援教育

○すべての子どもが認め合い、安心して学べる環境

すべての学校園において、すべての幼児児童生徒が、互いを認め合い、持てる力を十分発揮し、自己実現に向けて集団の中で安心して学ぶことができている。

○幼児児童生徒に応じた合理的配慮の提供

障害のある幼児児童生徒が、個別の教育支援計画等の引継ぎにより適切な合理的配慮が提供され、学習することができている。

○切れ目ない一貫した支援

学校における支援の効果をより高めるため、障害のある幼児児童生徒が、保護者や保健・福祉、医療、労働等の関係機関との連携による、切れ目ない一貫した支援を受けることができている。

5 取組の方向性

本計画では、兵庫県がめざす特別支援教育の実現に向けて、今後10年を見据えた2つの柱、「連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)」と「連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)」を推進することとし、まずは5年間、縦横(タテヨコ)連携の構築に取り組む。

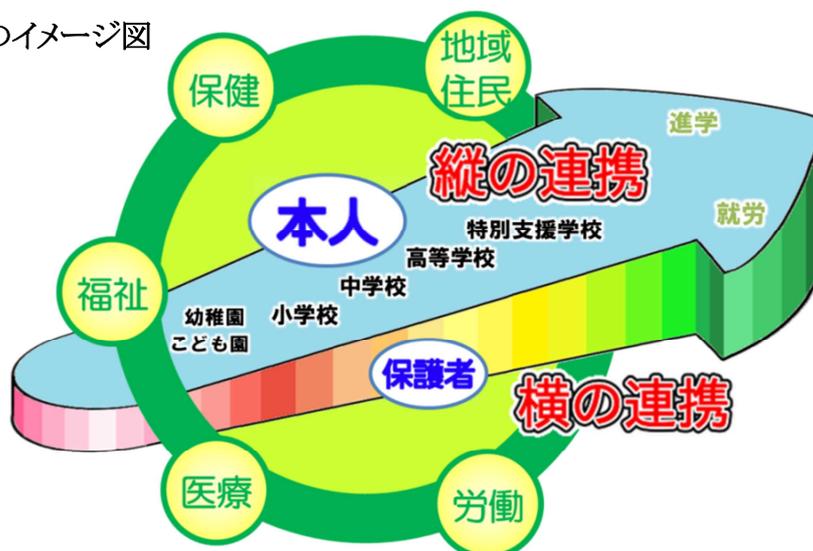
I 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

～すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育～

II 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)

～早期から卒業後へ支えつながる特別支援教育～

縦横(タテヨコ)連携のイメージ図



第2章 本県における特別支援教育の現状と課題及び推進方策

I

連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携） ～すべての学校園で取り組みつなく特別支援教育～

1 学習指導要領の改訂等を踏まえた指導の充実

(1) 多様な学びの場^{※1}における指導の充実

インクルーシブ教育システム^{※2}構築にあたっては、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加に向けて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められたため、それぞれの学びの場の整備を進めてきた。

このたび、学習指導要領が改訂され、障害者の権利に関する条約に掲げられている教育の理念の実現に向けて、通常の学級にも、障害のある児童生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、すべての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠とされ、指導の充実が求められている。

① チームで取り組む校園内支援体制の充実

現状と課題

県教委は、校園内支援体制の機能充実を図るため、「チームとして取り組む校園内支援体制の充実度点検シート」(H28.3)を作成し、研修会等での活用を進めてきた。

校園長が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の状態等について把握するなど、管理職を中心として、特別支援教育に関する教職員の理解は深まってきている。

特別支援教育に関する取組等の発信、校園内委員会における決定事項を教職員で共通理解すること、保護者や関係機関との連携等について、学校園間で取組に差がある。

推進方策

「チームとして取り組む校園内支援体制充実度点検シート」による評価・改善

- 管理職研修及び教職員研修等を通じて、「チームとして取り組む校園内支援体制充実度点検シート」(H28.3)を活用し、支援体制の評価・改善を促進する。

※1 多様な学びの場
個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある学びの場。
(中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)(平成24年7月)」より引用)

※2 インクルーシブ教育システム
人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。(「障害者の権利に関する条約」第24条より引用)

【取組例】

- 校園長は、教職員に「特別支援教育は、すべての教職員で推進していくものであり、特別支援教育の理念に基づく教育は、すべての子どもたちの指導にあたって有効である」という共通認識の醸成を図る。
- 学校園経営計画の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方や方針を明示し、保護者等へ発信する。
- 保護者や関係機関との連携を強化し、PDCAサイクルに基づく定期的な点検評価による改善を図る。

② 個別の教育支援計画^{※3}や個別の指導計画^{※4}の作成・活用と引継ぎの推進

現状と課題

県立特別支援教育センターにおける研修や、リーフレット『個別の教育支援計画等を効果的に引き継ぐために』(H26.6)により普及啓発を行った結果、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率は年々上昇している。特に、高等学校における作成が進んできている。しかしながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用については、関係教職員や関係者との評価や見直し等が十分に行われていないことが課題である。

「中学校から高等学校への支援継続のための引継ぎのガイドライン」(H29.11)と中高連携シートの導入にあたり、管理職や特別支援教育コーディネーターに周知を図ったことにより、関係学校間等で組織的に引継ぎを行うことは重要であるという認識が広まっている。

学校はその重要性を認識し推進しているものの、保護者は入学者選抜に不利になるのではないかと不安を抱き、引継ぎに同意されないケースがある。

推進方策

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用

- 合理的配慮の提供にあたっては、障害者差別解消法に基づく「対応要領」、リーフレット『学校で「合理的配慮」の提供が義務となります』(H28.3)に基づき、評価改善に留意して組織的に取り組むとともに、その情報を進学先等へ引き継ぐ。
- 個別の教育支援計画については、医療や福祉等の関係機関の情報を反映するとともに、必要に応じて関係者が一堂に会する支援会議を開催する。

【取組例】

- 校園長は、すべての教職員が二つの計画について正しく理解し、PDCAサイクルによる活用についての認識を深められるよう、教職員間の連携を図る。
- 担任等は、個別の教育支援計画の作成にあたって、医療や福祉等の関係機関の情報を反映するとともに、誰がどのように支援するのか、役割分担をする。
- 一人一人の障害の状態等により学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意して、個別の指導計画を作成・活用する。

※3 個別の教育支援計画

学校と他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、障害のある子どものニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される。(「インクルーシブ教育システム構築データベース」独立行政法人国立特別支援教育総合研究所より引用)

※4 個別の指導計画

障害のある幼児児童生徒への指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画で、各学校において、これに基づいた指導等が行われる。(「インクルーシブ教育システム構築データベース」独立行政法人国立特別支援教育総合研究所より引用)

引継ぎガイドライン等による確実な引継ぎ

- 「中学校から高等学校への支援継続のための引継ぎのガイドライン」(H29.11)等を活用した、計画的かつ合理的な引継ぎを実施する。

【取組例】

- 教育委員会は、引継ぎ状況を把握するとともに、好事例を収集・発信する。
- 担任等は、早い段階から一貫した指導・支援にあたることで、生徒にとって安心できる学校生活となることについて、保護者に理解を得ていくよう努める。
- 高等学校は、引継ぎを受けた内容について、入学後保護者に確認し、改めて合意形成を図っていく。

③ 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校における指導の充実

ア 幼稚園等における特別支援教育

現状と課題

各市町において、保健福祉部局と連携した早期からの相談・支援が広がっている。保育所や認定こども園も含めて、特別支援学校のセンター的機能^{※5}による巡回教育相談等を活用するなど、特別支援教育の視点を生かした指導・支援が進められている。

推進方策

幼稚園等における指導・支援の充実

- 特別支援学校や県立特別支援教育センターが主催する研修への受講を促進するとともに、ホームページ等により特別支援教育に関する情報を提供する。

【取組例】

- 幼稚園等は、集団の中で生活することを通して、心身の調和のとれた発達を促す。
- 生活・学びの連続性を踏まえ、一人一人の特性に応じた教育・保育を進めるため、特別支援学校や医療・福祉機関等からの専門的な助言等を得る。

※5 センターの機能

特別支援学校は、①小・中学校等の教員への支援機能、②特別支援教育に関する相談・情報提供機能、③障害のある児童生徒等への指導・支援機能、④関係機関等との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教員に対する研修協力機能、⑥障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能、といったセンター的機能を有している。(参考:学校教育法第74条)

イ 小・中学校における特別支援教育

(7) 通常の学級

現状と課題

「特別支援教育の視点による多様性を尊重した学級づくり、学校づくりの推進は、いじめや不登校等の未然防止にも資するものである。」という認識にたち、すべての教職員によって、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる、安心して学ぶことができる教育を進めていくことが一層求められている。

また、小学校及び中学校学習指導要領において、通常の学級においても発達障害等の可能性のある児童生徒を含む障害のある児童生徒が在籍していることを前提に、学ぶ過程において生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うため、教科指導における配慮例が新たに示された。

推進方策

【新】すべての教職員のための授業改善研修の実施【通常の学級担任等】 (ユニバーサルな授業づくり^{※6}、学びの困難さに対応する指導方法等)

- すべての教職員が、すべての児童生徒が理解しやすいよう配慮したユニバーサルな授業づくりや、認め合い、支え合う学級づくりを行えるよう、学習指導要領に示された学びの困難さに対応する授業改善研修を実施する。

【取組例】

- 担任等は温かい人間関係づくりに努めながら、学校全体の共通理解のもと「支援の必要性」への理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていける学級経営を行う。
- 周囲の理解や配慮が足りないことによる自己肯定感や学習意欲の低下、不登校傾向等の二次的な不適応を未然に防ぐため、生徒指導担当と連携した対応を行う。
- 担任等の理解の在り方や指導の姿勢が学級内の児童生徒に大きく影響することに留意して、指導・支援を行う。
- 学習のねらいや内容の焦点化、情報の視覚化、話し合う、伝え合う、協力し合うなどの活動による共有化等、わかりやすい授業を行う。

特別支援教育ハンドブックの活用

- すべての児童生徒にわかりやすい授業づくりを進めるために、『特別支援教育の視点を生かした授業のユニバーサルデザイン化ハンドブック』(H28.3)の活用を促進する。
- 特別支援教育への理解を深め、一人一人に応じた指導・支援を充実させるため、『特別支援教育ハンドブック』(H30.12)の活用を促進する。

※6 ユニバーサルな授業づくり

授業づくりや学級経営に特別支援教育の視点を取り入れ、発達障害等のある児童生徒が学びやすいように指導方法等を工夫改善することは、その結果として、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業につながるということ。(「特別支援教育の視点をいかした授業のユニバーサルデザイン化ハンドブック(平成28年3月)」より引用)

(イ) 通級による指導

現状と課題

通級による指導を希望する児童生徒は増加傾向にある。このため、通級指導教室を増設してきたが(図1)、希望する児童生徒は今後も増加する見込みである。

通級による指導を受ける児童生徒の在籍は通常の学級であるものの、通常の学級における学習上又は生活上の困難等を踏まえ、指導内容を焦点化したり、担任と通級指導担当教員が指導の経過等を踏まえて、指導方法を見直したりすることがなされていないケースがある。

また、平成30年4月から、高等学校における通級による指導が制度化されたが、中学校の教員、保護者、生徒等に対して、高等学校における通級による指導の教育課程上の位置づけや単位認定等に関する情報が十分に行き渡っているとは言えない。

推進方策

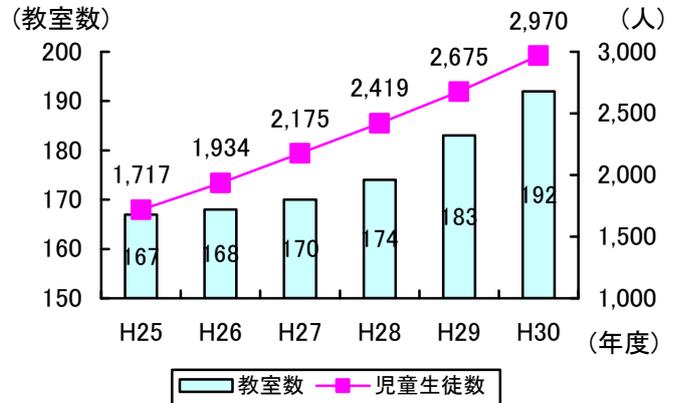
通級指導教室の拡充と指導の充実

- 通常の学級での学習や生活に生かされる指導を展開するため、研究会等を開催するなど、効果的な実践事例を収集・発信し、教育内容・方法の充実を図る。

【取組例】

- 県教委は、通級指導教室を拡充させるため、加配教員の拡大を国に引き続き要望する。
- 市町教育委員会(以下、「市町教委」という。)と連携し、今後の通級指導担当教員の基礎定数化を見据え、通級指導担当教員研修の充実を図る等計画的に人材を育成するとともに、通常の学級担任等へ通級による指導の周知を図る。
- 児童生徒の発達の状況を長期的な視点で捉え、連続性のある系統的な指導を行うため、小・中学校と高等学校との合同研究会を開催する。
- 担任と通級指導担当教員は、各教科等と通級による指導の関連を図るなど、教員間の連携に努め、個別の指導計画を定期的に見直す。

(図1) 通級指導教室数と対象児童生徒数の推移



※ 教室数には、県立聴覚特別支援学校の通級指導教室(6教室)を含む。

(ウ) 特別支援学級

現状と課題

特別支援学級担任は、児童生徒の実態を十分に把握し、個別の指導計画を作成するとともに、自立活動^{※7}を適切に位置づけた特別の教育課程を編成している。しかしながら、系統的な指導内容や段階的な指導方法が設定されていない場合や、特別の教育課程編成の意図等について本人・保護者に説明がなされていない場合がある。

通常の学級等との交流及び共同学習^{※8}では、相互のふれあいを通じて豊かな人間関係をはぐくむとともに、教科等のねらいの達成を目的とし、可能な限り障害のない児童生徒と共に学ぶ時間を設定している。

しかしながら、特別支援学級と通常の学級における一貫した指導・支援について、特別支援学級担任と通常の学級の担任とが十分に連携していないケースがみられる。

推進方策

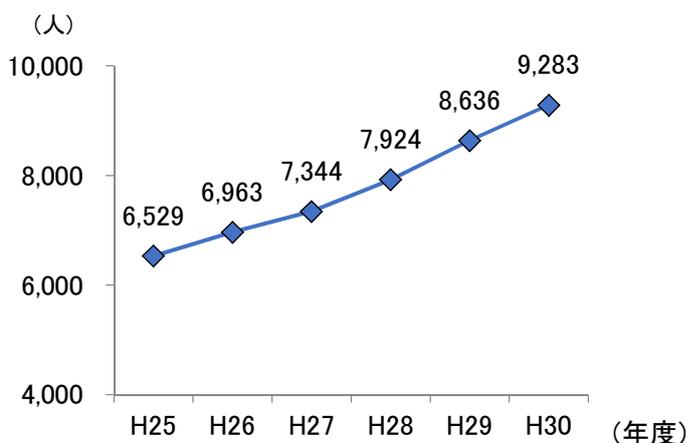
特別支援学級担任と通常の学級の担任が連携した指導の充実

- 児童生徒の障害の状態を踏まえた特別の教育課程の編成、個別の指導計画の作成や自立活動の評価・改善及び交流及び共同学習の実際など、効果的な実践事例を収集・発信し、教育内容・方法の充実を図る。

【取組例】

- 特別支援学級担任は、特別の教育課程編成の意図等について、本人・保護者に説明責任を果たすとともに、次年度への引継ぎを着実にを行う。
- 通常の学級の担任をはじめとする関係教職員と、児童生徒の実態や効果的な支援方法等の情報を共有する。
- 交流及び共同学習では、効果的な活動を設定するとともに、個別の指導計画に基づく評価等を適切に行う。

(図2) 特別支援学級在籍児童生徒数の推移



※7 自立活動

自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うために、個々の児童生徒の実態に応じて指導する、教育課程上の指導領域である。(「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」第7章自立活動より引用)

※8 交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に参加する活動は、相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面が一体としてある。(「インクルーシブ教育システム構築データベース」独立行政法人国立特別支援教育総合研究所より引用)

(I) 小・中学校における進路指導

現状と課題

小学校においては、中学校段階への進学にあたり、その先の高等学校段階の進路等を見据えて、学びの場を検討している。中学校においては、小学校からの個別の教育支援計画等を引き継ぐとともに、教科担任や保護者との連携のもと、個別の指導計画を作成し、日々の指導を積み重ねている。

中学校では、小学校とは違う教科担任制といった環境の変化等や、障害特性による対人関係やコミュニケーション面での困難さから、生徒の持てる力が発揮されないことがある。

また近年、中学校特別支援学級等を卒業する生徒の進路が多様化し、高等学校や各種学校へ進学する生徒が増加傾向にある(図3)。

推進方策

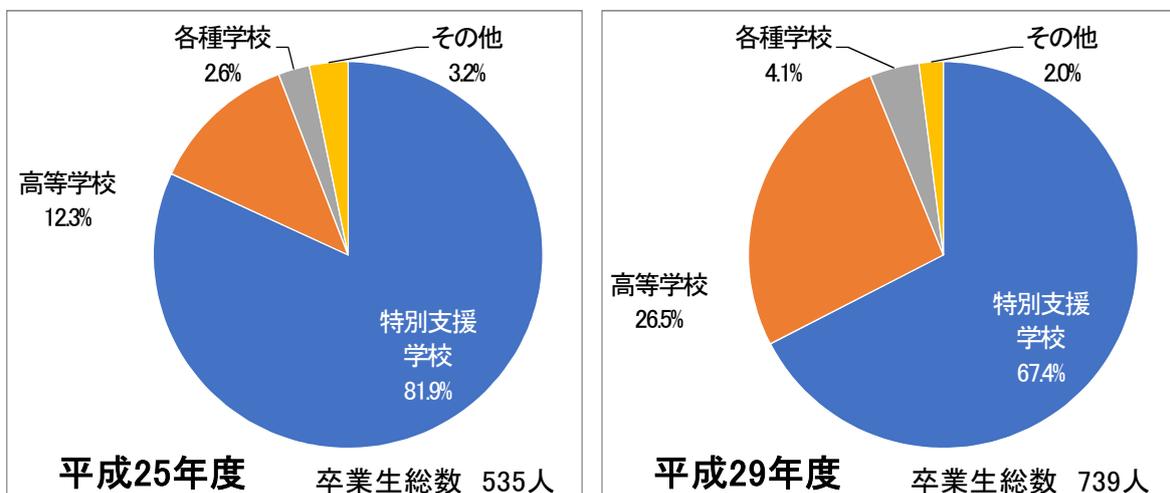
中学校、高等学校段階への進学における適切な進路指導の実施

- 教育委員会は、担任等が本人・保護者の意向を十分聞き取り、本人・保護者が将来に見通しが持てる正確な情報を提供できるよう、また学校が組織的な対応を計画的に進められるよう、先行事例等をもとに助言する。

【取組例】

- 学校は、指導の評価等にあたって、教育委員会の助言も得ながら、学校全体として組織的な対応を計画的に進める。
- 担任等は、中学校段階卒業後の進路先が多様化している状況を踏まえ、本人・保護者の意向を十分聞き取るとともに、高等学校段階卒業後を見据えた指導を行う。
- 早い段階から進路先の学校見学や学校説明会等への参加を促すなど、正確な情報を提供する。

(図3) 中学校特別支援学級卒業生の進路状況(中学生の卒業年度)



ウ 高等学校における特別支援教育

現状と課題

中学校で特別支援学級に在籍していた生徒や、通級による指導を受けていた生徒、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒が、高等学校に進学している。

高等学校学習指導要領において、障害のある生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、学ぶ過程において生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うため、教科指導における配慮例が新たに示された。

通級による指導の実践研究校において、①教育課程上の位置づけ、②指導のねらいや指導内容・方法、③生徒や保護者、中学校教員等への理解促進についてモデル研究が進められている。



ユニバーサルな授業づくりの例
(屋外でも黒板を使ってわかりやすく)

推進方策

【新】すべての教職員のための授業改善研修の実施【通常の学級担任等】
(ユニバーサルな授業づくり、学びの困難さに対応する指導方法等)[再掲]

- すべての教職員が、すべての生徒が理解しやすいよう配慮したユニバーサルな授業づくりや、認め合い、支え合う学級づくりを行えるよう、学習指導要領に示された学びの困難さに対応する授業改善研修を実施する。

【取組例】

- 教育委員会は、研修会を通じて特別支援教育の視点を生かしたユニバーサルな授業づくり(ねらいの焦点化、情報の視覚化等)の実践を発信する。
- 担任等は、周囲の理解や配慮が足りないことによる自己肯定感や学習意欲の低下、不登校傾向等の二次的な不適応を未然に防ぐため、生徒指導担当と連携した対応を行う。
- 発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒への効果的な指導・支援方法を共有する。

通級指導教室の拡充と指導の充実

- 通級による指導の充実に向け、教育課程の編成や自立活動の指導内容・方法、理解促進に関する研究の成果を小中学校との合同研究会やリーフレット「兵庫県立高等学校における特別な教育的ニーズへの対応」(H31.3)を用いて普及する。

【取組例】

- 県教委は通級による指導を必要とする生徒が、その指導を受けられるようにするという観点から、指導開始のプロセス等を提示する。
- 児童生徒の発達の状況を長期的な視点で捉え、連続性のある系統的な指導を行うため、小・中学校と高等学校との合同研究会を開催する。
- 今後、通級による指導を希望する生徒が増加する見込みであるため、実施校の拡充や近隣校への巡回指導の在り方について検討する。

エ 特別支援学校における教育

現状と課題

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、担任等は個別の指導計画に基づく指導を行っている。また、「子どもが主体的にわかって動ける授業づくり」等のテーマを設定し、持てる力を最大限に発揮できる指導の在り方等を研究している。

平成28年6月公職選挙法等の一部を改正する法律が施行され、選挙権年齢が引き下げられた。また、2022年度成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを受け、自己選択、自己決定に資する、発達段階に応じた指導が一層求められている。

障害の状態に応じたコミュニケーションの方法等について配慮するため、ICT機器(パソコン、タブレット端末、電子黒板、音声認識ソフト等支援ツール、点字プリンター等)の効果的な活用についての調査研究を、平成30年度から実施している。

推進方策

特別支援学校学習指導要領の改訂を踏まえた教育課程の改善

- 幼児児童生徒が卒業後の生活や学びに生かせるよう、社会と共有・連携しながら実現させる「社会に開かれた教育課程」の編成を推進する。

消費者教育や政治的教養を高める教育の充実

- 発達段階に応じた自己選択・自己決定が行えるよう、消費者教育や政治的教養を高める教育にあたり、関係部局による出前授業の活用等を促進する。

[新]ICT機器(コミュニケーション支援ツール等)を活用した指導改善に関する調査研究と普及

- 障害のある幼児児童生徒の多様な意思疎通等の手段が確保されるよう、ICT機器(パソコン、タブレット端末、電子黒板、音声認識ソフト等支援ツール等)の効果的な活用等に関するモデル研究を行うとともに、その成果を普及する。

[新]外部専門家(OT、PT、ST)等を活用した指導の充実

- 肢体不自由等のある幼児児童生徒の感覚・運動機能の向上等、障害特性に応じた指導の充実を図るため、外部専門家(OT、PT、ST)等の活用を促進する。

【取組例】

- 特別支援学校は、多様な教育的ニーズに対応できる教育課程を編成する。
- 持てる力を最大限伸長できるよう、小・中学校、高等学校との連続性のある教育課程や教育内容等を踏まえた個別の指導計画を作成する。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導と評価及び重度・重複化に対応した自立活動の指導内容や指導方法を工夫する。

(2) 交流及び共同学習の一層の充実

本県では、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育み、可能な限り共に学ぶことができるようにするという観点から、特別支援学校と地域の学校園との居住地校交流や地域交流及び、特別支援学校と県立高等学校との交流及び共同学習を推進してきた。

また、その成果として、高等学校3校に特別支援学校の分教室を設置した。

今後は、地域の同世代の子どもや人々との交流の促進や体験を通して、感性としても「心のバリアフリー」の体得が求められている。

① 「心のバリアフリー^{※9}」の推進に向けた交流及び共同学習の実施

現状と課題

特別支援学校と地域の小・中学校との居住地校交流や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の実施にあたって、学校は、本人・保護者にその意義を説明し、意向を確認して進めている。

学校では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、授業内容がわかり、学習活動に参加している実感や達成感を持ちながら、充実した時間となるよう、必要な合理的配慮^{※10}を提供し、自立と社会参加に向けた指導を展開してきた。

推進方策

特別支援学校の交流・体験チャレンジ事業の実施

- 特別支援学校幼児児童生徒の自立と社会参加を促進するため、小・中学校等との交流及び共同学習や地域との交流活動、自然・社会体験活動を推進する。
- 交流及び共同学習の機会を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得られるなど、「心のバリアフリー」の教育に関する好事例を収集・発信する。

【取組例】

- 学校は、障害のある児童生徒の発達段階を考慮しつつ、交流及び共同学習のねらいを明確にする。
- 教育課程や個別の指導計画に位置づけ、内容や方法を事前に検討し、計画的、組織的、継続的に推進する。
- 小・中学校の特別支援学級と通常の学級在籍児童生徒との交流及び共同学習は、校内の協力体制のもと、効果的な活動を設定する。

※9 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(2017年2月ユニバーサルデザイン2020関係関係会議決定)より引用)

※10 合理的配慮

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。（中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)(平成24年7月)」より引用)

② 居住地校交流の充実に向けた副次的な学籍^{※11}の導入に関する調査研究

現状と課題

特別支援学校の児童生徒が、同世代の地域の仲間と共に学び、居住地との結びつきを強め、地域での生活基盤を形成していくために、居住地校との交流を進めている。

仲間意識を育み、共に学び育つことができる体制づくりにつながる副次的な学籍の導入を進めることが求められる。



居住地校交流
(いなみ野特別支援学校)

推進方策

居住地校交流の充実に向けた副次的な学籍の導入に関する調査研究の実施

- 障害のある児童生徒が居住地との結びつきを強めるため、副次的な学籍の導入に関する調査研究を行う。

【取組例】

- 県教委は、特別支援学校と居住地校との交流及び共同学習の円滑な実施に向け、先進事例を参考に、副次的な学籍に関する手続等の導入に向けた具体的な取組を行う。
- 市町教委は、就学相談の際に、居住地校交流の意義や目的、副次的な学籍等について、学校、保護者等へ理解の促進を図る。

③ 特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習の充実

現状と課題

交流及び共同学習の実施校を平成25年度の特別支援学校9校、高等学校9校を、平成30年度にはそれぞれ16校に拡充するとともに、対象障害種別を視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱特別支援学校へも拡大するなど、全県的に展開している。

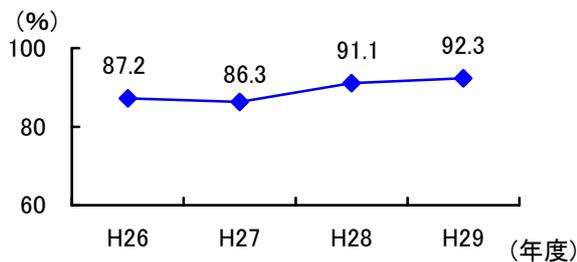
研究協議会の実践発表を通じて、学校行事や特別活動に加えて、合理的配慮の提供に留意した教科学習における交流及び共同学習の取組が広がってきた。

障害のある生徒の経験の幅が広がり、豊かな人間性や社会性が育まれているとともに、障害のない生徒にとっても様々な人々と共に助け合い支え合っていくことを学ぶ機会となり、相互理解が深まっている(図4)。

※11 副次的な学籍

特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地域とのつながりの維持・継続を図る仕組み。該当児童生徒は、居住地域の小・中学校に副次的な籍をもち、居住地の小・中学校在籍児童生徒との直接的、間接的な交流及び共同学習等を行っている。(中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)(平成24年7月)」より引用)

(図5) 交流及び共同学習を通じて、障害のある生徒の理解がよく深まった高校生の割合



交流及び共同学習を実施している高等学校の生徒を対象としたアンケート結果より



外国語(英語)の授業
北はりま特別支援学校と多可高等学校

推進方策

特別支援学校と高等学校の交流及び共同学習の充実

- 高等学校における「心のバリアフリー」を推進するため、特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習の実施体制や方法等を検討する。
- 障害のある生徒も障害のない生徒も自己有用感や自己肯定感を体得できるよう、教育内容や方法等を工夫するとともに、自分の良さや可能性を発揮して、よりよい生活や人間関係を築こうとする取組等の好事例を収集し、発信する。

【取組例】

- 学校は、生徒が主体的・対話的に取り組める教育内容や方法を設定する。
- これまでの成果を踏まえ、ペアを組んでの活動やメモ等による多様なコミュニケーション手段の活用等、合理的配慮を適切に提供する。

④ 高等学校への特別支援学校分教室の設置

現状と課題

高等学校と特別支援学校分教室の交流及び共同学習は、障害のある生徒にとっても障害のない生徒にとっても、多様性を尊重する考え方の醸成や能力の最大限の伸長など、人として成長を促す取組になっている。

高等学校、特別支援学校で交流及び共同学習を経験した卒業生からは、高い教育効果が報告されている。社会人としての自分を思い描けるようになる、高等学校段階での交流及び共同学習は、卒業後の長期的な生き方にも影響を与えている。

推進方策

高等学校への特別支援学校分教室設置の検討

- 施設の確保や教育課程等環境の整った高等学校への特別支援学校分教室の設置を継続して検討する。

(3) 自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育の充実

県教委は、兵庫県特別支援学校技能検定を企業と共同開発するとともに、県立特別支援学校では県教委、企業・施設等関係者、保護者等との連携のもと、社会の状況の変化に応じたキャリア教育の視点による授業改善に取り組んできた。

今後も、幼児児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自立と社会参加に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ることが求められている。

現状と課題

特別支援学校では、将来、社会に貢献しながら自分らしく生きていく観点から、キャリア発達段階表を見直すなど、小学部から一貫した系統的なキャリア教育の充実を図っている。

また、外部人材の参画による授業検討会を開催し、企業・施設等関係者からの作業の効率性、安全面、衛生面等に関する助言をもとに、指導内容や方法の改善を図っている。

さらに、生徒の就労希望の実現に向けて、身に付けておくべき力を習得するため、就労先での職務内容を分析し、実践的段階的な作業学習等に取り組んでいる。

兵庫県特別支援学校技能検定については、ビルクリーニング部門と喫茶サービス部門、物流・品出し部門の認定資格を企業と共同開発するとともに、県教委と学校が連携して検定を実施している。しかしながら、学校間で取組状況に差が見られる。

検定等の取組を通じて、生徒は安全に道具を取り扱うなど働くための基礎になる力を、体験を通して習得するとともに、一人でやり遂げた達成感を自信につなげている。また、企業は「生徒が身に付けた力を客観的に把握でき、職務とのマッチングに有効である。」、教員は「指導のポイントが明確になり、指導方法の改善を図りやすい。」、保護者は「学校と連携した家庭での支援がしやすい。」など、自立と社会参加に向けた指導・支援に生かされている。



実践的段階的作業学習(ビルクリーニング)



兵庫県特別支援学校技能検定(喫茶サービス)

推進方策

系統的なキャリア教育の充実

- 学校の教育活動全体に位置づけた計画やキャリア発達段階表の見直しを図るなど、系統的なキャリア教育の充実を推進する。

【取組例】

- 学校は、幼稚部、小学部から高等部まで、将来を見通した一貫した教育を継続して行える強みを生かし、個別の教育支援計画等を活用した、系統的なキャリア教育に一層取り組む。
- 推進にあたっては、豊かな生活を営むことができるよう、生活、就労、余暇(スポーツや芸術等)等も含めた、調和的な発達を促す指導内容を設定する。

企業等関係者を活用した授業検討会や実践的段階的作業学習の実施

- 公開授業等における企業・施設等関係者の指導助言を生かし、多様な教育内容や支援方法を工夫した授業等の実践研究を行い、効果的な実践事例を発信する。

兵庫県特別支援学校技能検定の推進及び部門拡充の検討

- 生徒の障害特性や企業ニーズを踏まえ、兵庫県特別支援学校技能検定の部門の拡充等を検討する。

【取組例】

- 県教委は、生徒の特性に配慮した取組の充実を図るとともに、就労先における職務内容を分析し、企業ニーズを把握する。
- 担任等は、認定級を向上させることのみがねらいではなく、生徒が一つ一つの動作の意味を理解し、習得できるよう指導方法を工夫する。

2 すべての教職員の学びの継続による専門性の向上

(1) 発達障害等に関する指導力の向上

インクルーシブ教育システムの構築にあたっては、発達障害等に関する基礎的な知識・技能を身に付けていることが求められたことから、すべての教職員が受講できる機会を確保した。

また、管理職や特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員や特別支援学級担任、特別支援学校教員等に対して、系統的な研修を実施し、専門性の向上を図っている。

今後も、共生社会の実現に向けては、管理職のリーダーシップのもと、すべての教職員が幼児児童生徒の特性に応じた指導実践を重ねることが求められている。

現状と課題

平成26年度から2年間、インクルーシブ教育システム構築に向けた国の動向を踏まえ、すべての教職員が幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行えるよう、インクルーシブ教育システム構築研修を実施した。

管理職自らが常に特別支援教育に関する認識を新たにして取り組んでいくことが求められているため、学校経営研修会等において、国の動向を踏まえた研修を実施している。

推進方策

[新]すべての教職員のための授業改善研修の実施【通常の学級担任等】

(ユニバーサルな授業づくり、学びの困難さに対応する指導方法等)[再掲]

- すべての教職員が、すべての児童生徒が理解しやすいよう配慮したユニバーサルな授業づくりや、認め合い、支え合う学級づくりを行えるよう、学習指導要領に示された学びの困難さに対応する授業改善研修を実施する。

【取組例】

- 県教委は、通常の学級における、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の障害特性等に配慮した指導の充実や合理的配慮に関する理解を促進する。
- 学校園は、校園外の研修を受講した教職員が得た知識等を伝達したり、教職経験豊かな教員を中心として学び合ったりすることにより、専門的な知識・技能を受け継ぐ。

[新]チームとしての校園内支援体制充実研修の実施【管理職】

- すべての管理職が、共生社会の実現に向けた国の動向を把握し、「チーム学校」においてリーダーシップを発揮できるよう、教育委員会と連携して学校経営研修を実施する。

【取組例】

- 管理職は、特別支援教育の視点を生かした学校経営や幼児児童生徒が安心できる学校づくり等、効果的な実践事例を共有する。

県立特別支援教育センターにおける系統的実践的研修の充実

(発達障害等を含む障害種別、課題別、ニーズ別研修等)

- 県立特別支援教育センターにおいては、共生社会の実現に向けた国の動向を踏まえ、経験年数や職務等に応じた、教員資質向上指標を設定し、発達障害等を含む障害種別、課題別、ニーズ別研修を体系的に実施するとともに、本県の特別支援教育の振興に資する調査研究を行い、発信する。

【取組例】

- 県立特別支援教育センターは、学校がチームとなって課題を解決する力や教職員の指導力の向上に資するよう、研修体系を見直していく。
- 蓄積した実践事例を基に事例集の作成やホームページでの発信等により、その活用を促進する。

(2) 専門性確保に向けた取組の推進

県立特別支援教育センターにおいて、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員や特別支援学級担任、特別支援学校教員等、学校や地域の中核となる教員を対象に、大学等と連携して、専門性向上に関する系統的な研修を実施している。

習得した知識技能は日常の指導実践に生かされ、学校園の体制強化や課題解決力の向上に資することが求められる。

また、県教委は特別支援学校教諭等免許状保有率の向上等の取組を着実に進めることが必要である。

① 学校園の中核となる人材育成のための専門性向上研修の充実

現状と課題

本県の特別支援教育の中核となる人材を育成するため、国立大学法人等専攻科への1年間の派遣に加えて、国立特別支援教育総合研究所特別支援教育専門研修に2カ月間派遣する、特別支援教育に関する教員長期研修派遣事業を進めている。

すべての学校園において、特別支援教育コーディネーターが特別支援教育推進の要となる。このため、インクルーシブ教育システム構築に向けた新たな課題として、合理的配慮の提供等に対応した研修を実施し、より高い専門性を持つ学校・地域のリーダーを育成してきた。

しかし、受講を終えた、より高い専門性のある教員を、地域や市町の中核として位置づけた活用がなされていない。

推進方策

[新]エリアコーディネーター育成研修の実施

- 研修講座等により、専門性を身に付けてきた特別支援教育コーディネーターを、教育事務所ごとにエリアコーディネーターとして位置づける。

【取組例】

- 県教委は、系統的な深い学びや他府県の中核教員とのネットワークの構築に資する、教員長期研修派遣事業を継続する。
- 県立特別支援教育センターは、市町教委の協力のもと、地域や市町ごとに、小・中学校等の中核となるエリアコーディネーターを配置できるよう、計画的に育成する。

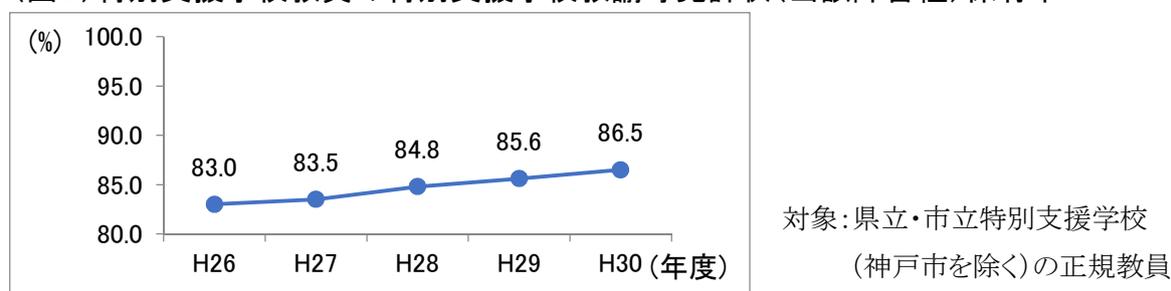
② 特別支援学校教員の当該種別免許状保有率100%に向けた取組等の推進

現状と課題

中央教育審議会は、教育職員免許法附則第16項(特別支援学校教員は、当分の間、特別支援学校教諭等免許状を有しなくても、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の免許状を有していれば、相当する学部の教員として勤務することができる)の廃止も見据え、2020(平成32)年度までの間に、おおむねすべての特別支援学校の教員が免許状を所持すること及び、小・中学校の特別支援学級の担任の保有率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭等免許状の取得を進めることとしている。

本県では、特別支援学校における教育の専門性向上の観点から、特別支援学校教員全員が特別支援学校教諭等免許状を取得するよう、免許法認定講習の受講を進めている(図5)。

(図5) 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状(当該障害種)保有率



推進方策

特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率100%に向けた取組等の推進

- 特別支援学校教員の当該障害種特別支援学校教諭等免許状保有率を2020年度までに100%にするため、関係市教育委員会と連携して、免許法認定講習の受講を促進する。
- 特別支援学級担任等に対して、免許法認定講習の受講等を周知し、保有率向上に努める。

3 教育環境整備の推進

(1) 学校園や幼児児童生徒の状態に応じた課題等への対応

障害の重度・重複化、多様化等の動向を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援を考慮した教育環境整備を基本とし、併せて、「県立学校施設管理実施計画」(平成28年度策定)に基づく、学校施設の長寿命化改修やトイレ改修を計画的に実施している。

また、肢体不自由教育については、教育や医療の関係者を招聘した教職員の専門性向上研修等により、教育内容や教育方法等の改善充実を図っている。

福祉のまちづくり条例の趣旨に基づくバリアフリー化の他、今後とも地域の実情や学校園、幼児児童生徒に対応した教育環境整備を進めていくことが求められている。

① 障害の特性に応じた環境整備の推進

現状と課題

障害の状態等に応じ、持てる力を最大限活用して学習に取り組めるよう、コミュニケーション支援ツールや、高等部における就学奨励費を活用したタブレット端末の導入等が進められている。

近年、高度医療を含めた医療的ケア^{※12}を必要とする幼児児童生徒が増加傾向にある。そのため、県教委は学校で安全かつ安心して学べるよう、対象幼児児童生徒の在籍する学校に看護師配置を進めている。また、学校は医療、保護者と密に連携した組織的な体制のもと、医療的ケアを実施している。

医療的ケアの内容等によっては勤務時間が短時間となるなどの労働条件により、看護師確保が困難な場合がある。

推進方策

[新]ICT機器(コミュニケーション支援ツール等)を活用した指導改善に関する調査研究と普及[再掲]

- 障害のある幼児児童生徒の多様な意思疎通等の手段が確保されるよう、ICT機器(パソコン、タブレット端末、電子黒板、音声認識ソフト等支援ツール等)の効果的な活用等に関するモデル研究を行うとともに、その成果を普及する。

医療的ケアに関する看護師の配置

- 障害のある幼児児童生徒が、安全かつ安心して学校生活を送ることができるよう、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する県立特別支援学校に指導医を派遣するとともに、適切に看護師を配置するなど、実施体制等を検討する。

※12 医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。(学校における医療的ケアの実施に関する検討会議資料「学校における医療的ケアへの対応について」より引用)

② 学校や地域の実情等に応じた課題への適切な対応

現状と課題

県立視覚特別支援学校の他、計7校に寄宿舎を設置している。寄宿舎においては、緊急時の安全を確保するため、各校の実情を踏まえ、赤外線センサーライトや防犯カメラの設置等の他、様々な場面を想定した避難訓練を行っている。

高等部のみの県立特別支援学校においては、生徒の心の相談や、問題行動等の未然防止、早期発見・早期解決等を図るため、高等学校同様、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置するとともに、教職員のカウンセリングマインド研修を実施し、生徒指導体制の充実を図っている。

県立高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の学習や生活を支援するため、学校の実情等に応じて、特別支援教育支援員を14人(平成30年度)配置している。

また、小・中学校においても、地方交付税措置を活用して特別支援教育支援員の配置拡充が進められている。

推進方策

災害時等への対応の強化

- 特別支援学校における災害時の対応について、平時から近隣地域や関係部署と連携した取組を推進する。

スクールカウンセラーや特別支援教育支援員の配置

- 高等部のみの県立特別支援学校においては、問題行動等の未然防止等への対応として、引き続きスクールカウンセラーを配置する。
- 学校生活や学習活動を支援するため、特別な支援を必要とする生徒が在籍する県立高等学校に引き続き特別支援教育支援員を配置する。

③ 肢体不自由教育の充実

現状と課題

主たる障害が肢体不自由で、知的障害のある児童生徒については、身近で教育を受けることへのニーズが高い。現状として、近隣の知的障害特別支援学校重複障害学級へ就学や進学しているケースがある。

支援マップを参考に、①異なる障害種別の特別支援学校間のネットワークの活用、②肢体不自由特別支援学校による専門性向上研修の開催、③外部専門家を活用した指導の充実が一層求められている。

推進方策

[新]外部専門家(OT、PT、ST)等を活用した指導の充実[再掲]

- 異なる障害種別の特別支援学校間のネットワークを活用し、教育課程を整備するなど、肢体不自由教育の充実に向けた方策を検討する。
- 肢体不自由等のある幼児児童生徒の感覚・運動機能の向上等、障害特性に応じた指導の充実を図るため、作業療法士(OT)^{※13}、理学療法士(PT)^{※14}、言語聴覚士(ST)^{※15}等、外部専門家の活用を促進する。

※13 作業療法士(OT)

作業療法士とは、医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせる療法を行なうことを業とする者をいう。(「理学療法士及び作業療法士法」第二条より引用)

※14 理学療法士(PT)

理学療法士とは、医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える療法を行なうことを業とする者をいう。(「理学療法士及び作業療法士法」第二条より引用)

※15 言語聴覚士(ST)

言語聴覚士とは、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。(「言語聴覚士法」第一条より引用)

(2) 地域の実情に応じた特別支援学校の整備等の推進

現状と課題

兵庫県特別支援教育第二次推進計画(以下、「第二次推進計画」という。)策定以降の、県内特別支援学校在籍児童生徒数については、知的障害児童生徒が平成25年度4,039人に対して、平成30年4,583人と増加が著しい。聴覚障害幼児児童生徒は平成25年265人に対して、平成30年217人と若干減少傾向である。病弱、肢体不自由、視覚障害については、ほぼ横ばいの状況である(図6)。

この間、平成26年4月県立姫路しらさぎ特別支援学校を開校するとともに、第二次推進計画に基づき、以下の整備をしている。

① 神戸市西部・東播磨地域における知的障害特別支援学校(高等部のみ)の新設

- ・ 県立西神戸高等特別支援学校(職業科)を開校(H29)した。

② 神戸市東部・阪神地域における分教室の設置等

- ・ 県立こやの里特別支援学校分教室を県立猪名川高等学校内に開設(H26)した。
- ・ 県立阪神特別支援学校分教室を県立武庫荘総合高等学校内に開設(H27)した。
- ・ 前回推計では平成30年度が児童生徒数のピークと見込まれていたため、一時的な急増対策として、県立芦屋特別支援学校(H27)と、県立こやの里特別支援学校(H30)に仮設校舎を設置した。

③ 但馬北西部における分校の設置

- ・ 遠距離通学等への対応として、県立出石特別支援学校みかた校を開校(H27)した。

④ 県立豊岡聴覚特別支援学校を聴知併置校へ再編(H28)

前回推計では、知的障害特別支援学校在籍児童生徒数は平成30年度をピークとして増加し、その後減少傾向となると見込まれていたが、淡路地域以外では今後も増加が見込まれる(表1)(図8)。

一方で、知的障害以外の障害種別の特別支援学校在籍幼児児童生徒数は、横ばいあるいは減少の見込みである。

推進方策

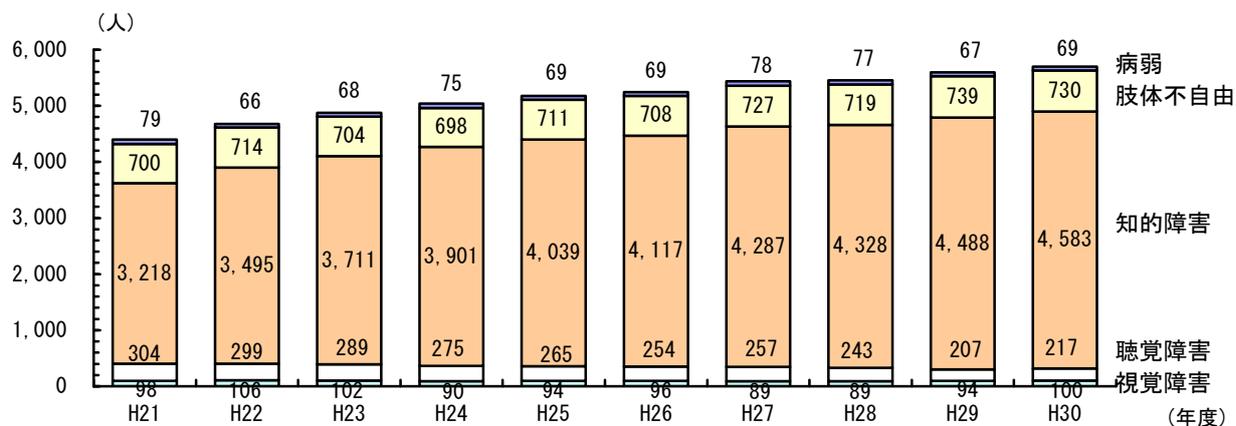
特別支援学校の狭隘化への対応等

- 知的障害特別支援学校の狭隘化を解消するための対策を検討する。
- 市町教育委員会と連携し、地域の実情や知的障害特別支援学校の児童生徒数の動向を踏まえた対応を検討する。

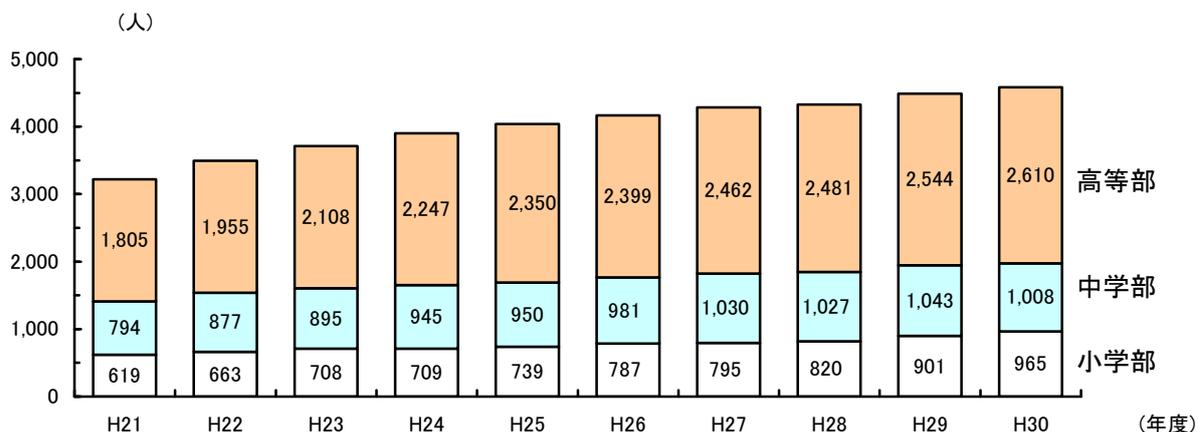
高等学校への特別支援学校分教室設置の検討〔再掲〕

- 施設の確保や教育課程等環境の整った高等学校への特別支援学校分教室の設置を継続して検討する。

(図6) 国・公立特別支援学校在籍幼児児童生徒数(保育相談部含む)の推移



(図7) 国・公立知的障害特別支援学校在籍児童生徒数の推移

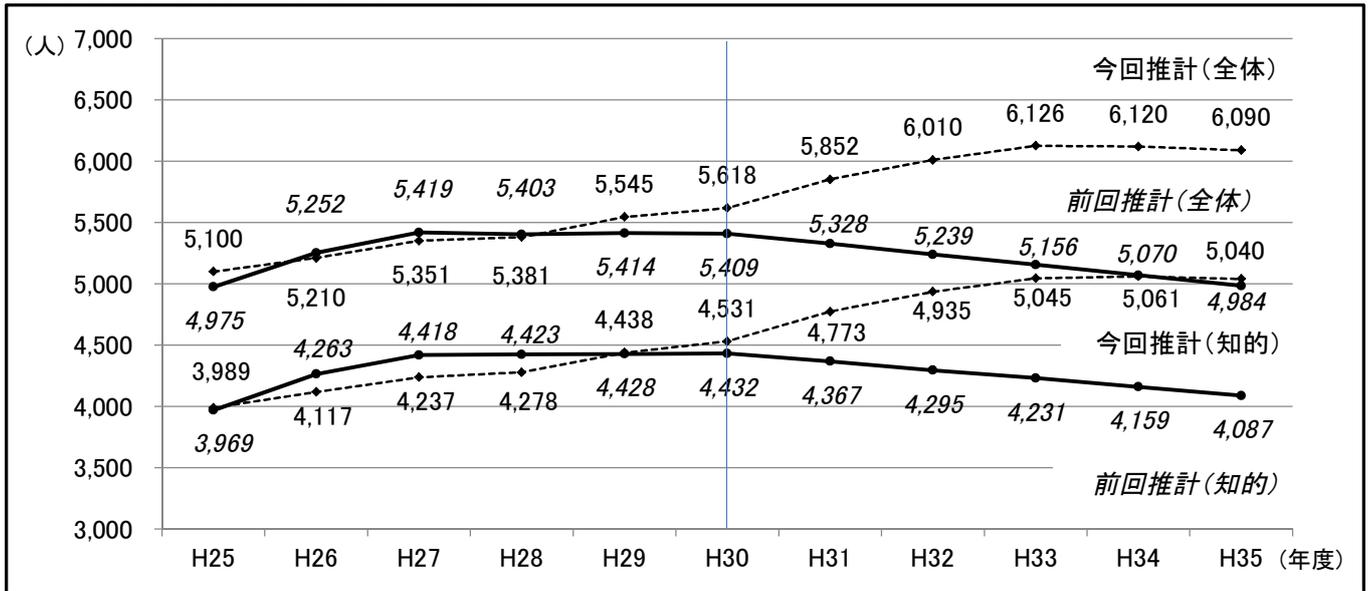


(表1) 公立特別支援学校幼児児童生徒数の推計(国立・保育相談部を含まない) (単位:人)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
全体	前回推計	4,975	5,252	5,419	5,403	5,414	5,409	5,328	5,239	5,156	5,070	4,984
	今回推計	5,100	5,210	5,351	5,381	5,545	5,618	5,852	6,010	6,126	6,120	6,090
知的障害	前回推計	3,969	4,263	4,418	4,423	4,428	4,432	4,367	4,295	4,231	4,159	4,087
	今回推計	3,989	4,117	4,237	4,278	4,438	4,531	4,773	4,935	5,045	5,061	5,040

注: 今回推計の内、H30までは実数。以下同じ。

(図8) 前回推計と今回推計の比較



- 児童生徒数見込みの前提条件(前回推計を踏襲)
 - ・知的障害以外の各学部第1学年見込数は、過去3年平均の各学部入学率により算定
 - ・知的障害の各学部第1学年見込数は、過去5年最高値の各学部入学率により算定
- 児童生徒数見込で考慮できていない要素
 - ・高等部への入学率は、依然増加傾向
 - ・小・中学校の特別支援学級の児童生徒数は、依然増加傾向
 - ・中学校特別支援学級生徒のうち、卒業後、特別支援学校以外の進路が増加傾向

	H24 実数	前回推計			今回推計			H21からの対応状況	
		対H24 H30	対H30 H35	対H24	対H24 H30実数	対H30 H35	対H24		
全 県	4,958	451 5,409	△ 425 4,984	26	660 5,618	472 6,090	1,132		
知的障害	3,850	582 4,432	△ 345 4,087	237	681 4,531	509 5,040	1,190		
神戸市	979	222 1,201	△ 86 1,115	136	190 1,169	229 1,398	419	高等特支新設1校 知的受入1校 その他	西神戸 のじぎく 姓 青 鷗 園 い き び 学 校
阪 神	1,110	186 1,296	△ 82 1,214	104	292 1,402	70 1,472	362	高等特支新設1校 新設校1校 分教室新設2校	阪神昆陽 芦屋 猪名川、武庫荘
東播磨	687	65 752	△ 67 685	△ 2	89 776	54 830	143	新設1校	東はりま
西播磨	761	42 803	△ 72 731	△ 30	67 828	98 926	165	新設1校 分教室新設1校 知的受入1校	姫路しらさぎ 姫路別所 播磨
但 馬	147	6 153	△ 22 131	△ 16	10 157	41 198	51	分校新設1校 知的受入2校	みかた校 和田山、豊岡聴
丹 波	76	32 108	△ 9 99	23	32 108	19 127	51	知的受入1校	篠山
淡 路	90	29 119	△ 7 112	22	1 91	△ 2 89	△ 1		

II

連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携) ～早期から卒業後へ支えつなげる特別支援教育～

1 関係機関との連携による支援の充実

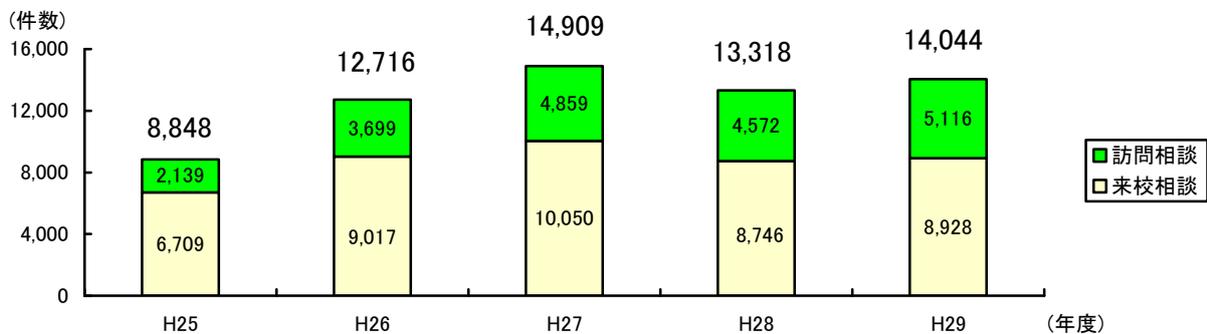
(1) 教育機関との連携

県教委は、県立特別支援教育センターにひょうご学習障害相談室を設置するとともに、学校園の要請に応じてひょうご専門家チームを派遣している。また、インクルーシブ教育システム構築に向けた国の動向を踏まえ、市町における就学相談等を支援するため、教育事務所ごとに特別支援教育推進員を配置している。

また、特別支援学校は、これまで蓄積してきた知見を最大限活用するといった観点から、地域の学校園からの要請に応じて、障害のある幼児児童生徒への指導・支援や、教職員への研修協力を努めており、地域の学校園からの延べ相談件数は増加している(図9)。

特別支援学校のセンター的機能を効果的に活用しつつ、小・中学校等で障害のある児童生徒が安心して学べるような仕組みが求められている。

(図9) 特別支援学校のセンター的機能による相談件数



① 校園内支援体制の強化等に資するセンター的機能の充実

現状と課題

各特別支援学校の役割を地域別、機能別に示した「支援マップ」により、幼児児童生徒の障害の状態等に応じた相談先が明確になった。地域の学校園による特別支援学校のセンター的機能活用の促進につながっている。

各特別支援学校の有する専門性を相互に生かし合う仕組みを整備するため、地域ごとにネットワーク会議を開催した。障害種別の異なる特別支援学校間で情報交換・協議がなされ、重複障害のある幼児児童生徒への指導が充実してきた。

地域の学校園からの相談件数は増加しているものの、学校園自らがチームとして課題を解決していく力を高めることに生かされているとはいいがたい。

推進方策

特別支援学校のセンター的機能とひょうご専門家チーム派遣の活用

- ひょうご専門家チームや大学等外部専門家、障害種別の異なる特別支援学校等の専門性を組み合わせ、生かし合うネットワークを活用する。
- 小・中学校等が、チームとしての学校解決力を高められるよう、効果的なセンター的機能活用の好事例を発信する。

【取組例】

- 特別支援学校は、障害の重度・重複化、多様化に対応できるよう、外部専門家等を活用するとともに、特別支援学校の有する専門性を組み合わせて、指導・支援を充実する。
- 個別の課題解決支援にとどまらず、他の教育機関と連携しながら、小・中学校等が主体的に判断・解決できる学校解決力を高めるための助言・援助を行う実践を重ねる。

② エリアコーディネーターを核とした支援体制の構築

現状と課題

近年、本人・保護者にとって身近な市町に教育相談センター等の設置が進んでいるため、ひょうご専門家チームの派遣(平成26年度実績16件→平成30年度6件)は、市町や地域での困難事例について対応するようになり、一定の役割分担がなされてきた。

幼児児童生徒の指導・支援に、特別支援学校の専門的な助言・援助を生かされているが、その多くは個別のケースへの対応にとどまっている。

推進方策

[新] エリアコーディネーターを核とする支援体制の強化

- インクルーシブ教育システムの推進に向けた、小・中学校等の学校解決力の向上に寄与するため、エリアコーディネーターと特別支援学校及び特別支援教育推進員との連携の在り方を提示する。

【取組例】

- 県教委は、小・中学校等が主体的に課題解決できるよう、エリアコーディネーターを核とした支援体制を構築する。
- エリアコーディネーターは特別支援学校のコーディネーターの助言を生かし、通常の学級における学級づくり・授業づくりや、校内資源の活用方策等について助言する。

(2) 保健・福祉機関との連携

市町特別支援連携協議会(構成:市町教委、医療、福祉、労働等の関係機関)が県内すべての市町に設置された。乳幼児期から一貫した支援を目的としてサポートファイル^{※16}等の作成や効果的な活用の推進など、自立支援協議会と連携した取組を進めてきた。

共生社会の実現やインクルーシブ教育システムの推進等の状況を踏まえつつ、障害のある児童生徒の特性に応じた指導の効果を高める体制整備が求められている。

① 就学前からの教育相談・支援による適切な就学の推進

現状と課題

県教委は、就学や教育相談・支援に関する課題や、本人・保護者が将来の生活に見通しが持てる支援ガイドの作成等、市町の相談・支援体制の整備について助言している。

市町教委と市町保健福祉部局との連携による「5歳児発達相談事業」については、平成30年度には34市町(類似の相談事業を含む)で実施されており、就学前からの相談・支援の重要性についての認識が広がっている。

推進方策

市町教育相談等連絡協議会等の開催

- 県教委は就学等に関する実施上の課題を把握するとともに、教育事務所に配置している特別支援教育推進員を通じて、適切な情報を提供したり、助言を行ったりするなど、市町における早期からの教育相談・支援体制の充実に向けて支援する。

【取組例】

- 市町教委は、関係機関が連携した教育相談等や、本人・保護者に就学に関するガイダンスを行い、適切な情報提供を積極的に行う。
- 就学にあたって、学校及び市町教委は、まずは障害のある児童生徒を地域で受け入れるという意識を持って就学相談・就学先決定に臨むとともに、本人・保護者に対して、幼児児童生徒の健康、学習、発達、成長という観点を大切にして、十分な情報提供を行いながら、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図る。
- 児童生徒の発達の段階、適応の状況、学校の環境等を勘案し、就学先を変更するなど、児童生徒の教育的ニーズ等の変化に適切に対応するため、個別の教育支援計画を見直しつつ、継続的な教育相談を行う。

※16 サポートファイル

乳幼児期から学齢期、就労期までの縦の連携、および保健、医療、福祉、就労等の横の連携を図ることにより、発達障害児等への一貫した支援を行うことを目的として、発達障害者等の情報が時系列に集積されたファイルのこと。(兵庫県「発達障害者支援 BOOK」『より身近な地域での支援のために』より引用)

② 一貫した切れ目ない相談・支援体制の構築

現状と課題

県内の相談支援体制については、毎年、市町特別支援連携協議会から教育事務所単位に設置している地域特別支援連携協議会を通じて、県レベルの広域特別支援連携協議会へ報告され、検証する。そこで、学識経験者等から助言を受けたことは、各地域・市町に伝達され、次年度の取組に生かすというPDCAサイクルによる評価改善を図っている。

児童福祉法の改正により、放課後等デイサービス^{※17}等の福祉サービスを利用する児童生徒が増加している(平成26年度 4,615人/月 → 平成30年度見込み 9,716人/月)。

教育委員会と保健福祉部局が連携した取組が進んでいるが、サポートファイルと個別の教育支援計画との整合等、学校と関係機関等が十分情報を共有できていない。

文部科学省及び厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の報告(平成30年3月)を踏まえ、地域で切れ目なく支援を受けられるよう、個別の教育支援計画について、保護者や医療、保健・福祉、労働等の関係機関等との連携を一層推進することが示された。

推進方策

[新]「トライアングルプロジェクト」実践研究事業の実施

- 家庭と教育と福祉との連携による一貫した支援を推進するため、国の「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の報告(H30.3)を踏まえた、モデル研究を実施する。
- モデル研究の成果を普及し、切れ目ない支援体制を整備する。

【取組例】

- 教育委員会や学校園は、本人・保護者を中心に据えて、医療、保健・福祉、労働等の関係機関と効果的な支援を共有する仕組みを構築する。
- 学校園は、保護者の同意を得て、放課後等デイサービス等、福祉事業所における効果的な指導・支援について、情報を共有するケース会議等を設ける。

※17 放課後等デイサービス

学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与することとされている。支援を必要とする子どもに対して発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。(障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会「放課後等デイサービスガイドライン」(平成27年4月)より引用)

(3) 医療機関との連携

学校において医療的ケアを行う際の基本的な考え方や関係機関との連携体制については、「特別支援学校における医療的ケアの今後の対応について」(平成23年12月文部科学省通知)に示された。

これに基づき、特別支援学校において医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する看護師の配置を進めるとともに、主治医、指導医と連携して、緊急時の対応を含めた、実施体制を整備してきた。

今後は、小・中学校等を含めたすべての学校における、小児医療や在宅医療などの知見を活用した医療的ケアの安全な実施の在り方を検討していくことが求められている。

現状と課題

医療技術の進歩により、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が増加するとともに、高度医療を必要とする幼児児童生徒も通学が可能となっている。このため、特別支援学校の実施体制の改善を進めてきた。

平成30年6月、学校における医療的ケアの実施に関する検討会議「中間まとめ」において、小・中学校等を含む「すべての学校」において、人工呼吸器の管理なども含む「すべての医療的ケア」を対象とした実施について検討することが示された。

推進方策

[新]医療的ケア運営協議会の設置と実施体制ガイドラインの策定

- 医療的ケアの実施体制や実施上必要な事項の検討を協議するため、教育、福祉、医療等の関係機関等からなる、運営協議会を設置する。
- 各学校に共通する重要事項について、ガイドライン等を作成する。

(4) 労働機関との連携

県教委では、障害のある生徒などが、将来の進路を主体的に選択できるよう、特別支援学校や高等学校における相談・支援体制の整備を進めてきた。

このような中、「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」の改正（平成30年4月文部科学省通知）が行われ、①「教育」から「雇用」への移行の過程で問題が顕在化する高等学校等との連携の強化、②通級による指導に関する企業等への理解促進、③個別の教育支援計画をハローワークや障害者就業・生活支援センター等と協働で作成することなど、特別支援学校のみならず、高等学校の就職支援担当者等に対して発達障害者等への理解促進が求められている。

現状と課題

県教委は、兵庫労働局や県労働部局と連携を図り、ライフステージに応じた相談・支援に対応できるよう、障害者就業・生活支援ネットワーク会議に参画している。

また、特別支援学校とハローワーク等は、進路指導実施上の課題を協議する担当者会や、就労先見学会等を実施している。

各地域の拠点となる県立特別支援学校に就職支援コーディネーターを配置し、職場開拓や実習先開拓等、企業等と進路指導担当者との連絡調整等を行っている。

障害者雇用率が引き上げられたことを受けて、企業等関係者から「特別支援学校の生徒はどのような教育を受けているのか。」「どんな力を付けているのか。」といった問合せがある。

県立特別支援学校においては、円滑な移行のため、個別の移行支援計画を作成して卒業後の就職先に引き継いでいる。

発達障害等のある高等学校生徒の中には卒業後の進学先や就職先で不応を起し、転職等を繰り返して、はじめて支援機関等とつながるケースがある。

進路先でどのような支援やサービスが受けられるのか、不応を起した場合どこに相談したらよいのかなど、本人・保護者があらかじめ知っておきたい情報が集約されていない。

推進方策

就職支援推進会議の設置

- 特別支援学校における就労支援の促進と検証を行うため、「兵庫県特別支援学校就職支援推進会議」を設置する。

就職支援コーディネーターの配置

- 企業等への理解促進と就職支援体制の充実を図るため、地域の拠点となる学校に就職支援コーディネーターを配置する。

【取組例】

- 就職支援コーディネーターは、特別支援学校進路指導担当者と連携し、生徒の就職希望の実現と、企業等の障害者理解や雇用に向けた取組を促進するため、企業等への働きかけとマッチング支援等を推進する。

企業・施設関係者や保護者等への理解促進

- 共生社会の実現に向けた理解促進を図るため、作業学習や職場実習、技能検定等特別支援学校における教育に関するリーフレットを作成・配布する。
- 教育委員会と学校が連携し、企業・施設等関係者を対象とした学校公開を実施するなど、地域の人的・物的資源を活用した取組を推進する。

特別な支援を必要とする高等学校生徒への就労支援

- 本人・保護者がどの進路を選択しても、将来にわたって継続した支援が行われることがわかるよう、関係部局と連携し、就労等に関する最新の情報や卒業後の相談・支援体制等について、教員や本人・保護者に提示する。

【取組例】

- 高等学校特別支援教育コーディネーターや通級指導担当教員等は、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒への進路指導にあたっては、就職後の生活を見据えた適切な助言ができるよう、特別支援学校のセンター的機能を活用し、支援機関や福祉サービス等に関する情報を収集する。

(5) 地域住民との連携

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの推進にあたっては、日頃から地域に障害のある人がいるということが認知され、障害のある人と地域住民や保護者との相互理解が得られていることが重要である。

学校園は障害のある幼児児童生徒が卒業後も地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、在学中も地域と連携・協働することが求められている。

現状と課題

特別支援学校は、教育活動に対する理解を図るため、保護者や近隣の学校及び地域等に、計画的に授業や学校行事を公開し、開かれた学校づくりを推進している。

特別支援学校のホームページでは、幼児児童生徒の日々の活動をブログ形式で掲載したり、長期休業中などには特別支援教育に関する公開講座を開催したりするなど、県民に対して特別支援教育に関する理解の促進を図っている。

県立特別支援学校は通学区域が広いため、小・中学校に比べると地域とのつながりが弱い一方で、近年災害時の避難所開設や地域スポーツに関する学校開放等の、地域からの要請がある。

推進方策

[新]地域と連携・協働する仕組みの検討

- 地域住民と連携・協働して学校を運営する仕組みについて検討する。
- 特別支援学校は地元の自治会やボランティア団体等の関係団体との活動を通じて、特別支援教育の理解促進を図る。
- 特別支援学校はホームページ等を活用し、オープンスクールや公開講座を県民に対して広く周知する。

2 特別支援教育に関する理解啓発

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できなかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、多様性を認め合えることをめざしている。

(1) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる取組の推進

現状と課題

県教委は、幼児児童生徒の多彩な才能を発揮した作品を一堂に展示する「みんなのアート展」を毎年開催し、障害者理解を促す機会を設けている。

特別支援学校高等部の生徒が作業学習で製作した木工、さをり織り、陶芸品等の販売を行う青空市場（県立特別支援学校高等部作品販売会）を関係機関と連携して開催している。

運動部、文化部の部活動に参加し、好きなこと、得意なことを見出した生徒の中には、卒業後も活動を続け、社会参加の礎としている者もいる。

特別支援学校に在籍する児童生徒等の保護者は、卒業後の学びや交流の場がなくなることにより不安を抱いていることが多い。



みんなのアート展(H30年12月)「宇宙人」



青空市場(H30年11月 神戸しあわせの村)

推進方策

[新] 共生社会の実現をめざす県民フォーラムの開催

- 障害者理解、多様な人々が共に生きる社会の実現についての理解を深めるため、PTA や教員、地域住民等を対象としたフォーラムを開催する。

[新] インクルーシブ教育システムの推進等理解促進リーフレットの配布

- 優れた実践事例等を掲載した理解促進リーフレットを作成し、配布する。

【取組例】

- 教育委員会や学校は、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、特別支援教育について、幼児児童生徒、保護者、地域住民、教職員の理解が深まるよう、関係機関と連携して、様々な機会を捉えて理解促進を図る。

みんなのアート展や県立特別支援学校高等部作品販売会の開催等

- 障害のある幼児児童生徒が、学習、スポーツ、文化芸術等の得意分野の能力を开花させ、社会の中で誇りを持って活躍できる可能性を広げられるよう、多様な社会資源を活用した取組を促進する。

【取組例】

- 教育委員会と学校は、卒業後もライフステージ全体を通じて教育や文化、スポーツなどに親しむことができるよう、地域の社会教育施設等における学習機会に関する情報提供に努めるとともに、卒業後の学びの継続のため、関係部局と連携を図る。

参考

障害のある幼児児童生徒を取り巻く状況の変化

○ 国の動き

ア 障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月施行）

イ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」 （中央教育審議会初等中等教育分科会）（平成 24 年 7 月報告）

ウ 障害者虐待防止法の制定（平成 24 年 10 月施行）

学校の長は就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずること等を定める。

エ 学校教育法施行令の一部改正（平成 25 年 8 月公布）

就学基準に該当する障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへの改正。

オ 障害者の権利に関する条約の批准及び発効（平成 26 年 1 月批准、2 月発効）

障害者の教育については、その権利を認め、差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保すること。

この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。（第 24 条）

カ 障害者差別解消法の制定（平成 28 年 4 月施行）

障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資すること。（障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供が、法的義務として規定）

キ 障害者雇用促進法の改正（平成 28 年 4 月施行）

事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用の義務づけ

- ・ 民間企業 ……………2.2%（～平成 30 年 3 月 2.0%）（2021 年 4 月より前に、2.3%）
- ・ 国、地方公共団体等 ……………2.5%（〃 2.3%）（2021 年 4 月より前に、2.6%）
- ・ 都道府県等の教育委員会 ………2.4%（〃 2.2%）（2021 年 4 月より前に、2.5%）

ク 公職選挙法の改正（平成 28 年 6 月施行）

選挙権年齢 18 歳まで引き下げによる政治的教養を高める教育の推進

ケ 発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月施行）

- ・ 発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならないこと。
- ・ 可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮
- ・ 個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進
- ・ いじめの防止等のための対策の推進

**コ 小・中学校（平成 29 年 3 月）、高等学校（平成 30 年 3 月）学習指導要領の改訂
特別支援学校小・中学部（平成 29 年 4 月）、高等部（平成 31 年 2 月）学習指導要領の改訂**

○ 「社会に開かれた教育課程」の実現

学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、連携・協働によりその実現を図ること。

○ 「チーム学校」としての在り方

教員が指導力を十分発揮できるよう、教員と異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを配置するとともに、教員と教員以外の者がそれぞれの専門性を連携して発揮し、学校が一つのチームとして力を発揮することで、学校全体の総合力を高めていくこと。

サ 家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト」の報告（平成 30 年 3 月）

教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討。

シ 高等学校における通級による指導の制度化（平成 30 年 4 月）

高等学校において、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するための「通級による指導」が制度化

ス 学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）（平成 31 年 3 月）

たんの吸引や経管栄養等の特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校を含むすべての学校におけるすべての医療的ケアを実施する上での基本的な考え方を整理。

セ 学校教育法等の一部改正（2019 年 4 月施行）

「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができる（併用制）

ただし、視覚障害、発達障害等の事由により、通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、文字の拡大や音声読み上げ等により、その学習上の困難の程度を軽減させる必要がある場合には、教育課程全部において「デジタル教科書」を使用できる。

ソ 民法の改正（2022 年 4 月施行）

成年年齢 18 歳まで引き下げによる消費者教育の推進

○ 県の動き

ア 「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」の制定（平成 30 年 4 月施行）

本県が描く、「ユニバーサル社会」の社会像



年齢、性別、障害の有無、文化などの違いにかかわらず

だれもが地域社会の一員として支え合うなかで

安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

この条例制定・施行を契機に、取組を一層促進させるため、基本構想と実施方策となる「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を平成 30 年 9 月に改定。

イ 「ひょうごスマイル条例」の制定（平成 30 年 4 月施行）

（障害等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例）

障害者等の情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する取組を促進し、もって県民誰もが、安心して暮らし、自己決定による能動的な社会参画ができる環境を整え、ユニバーサル社会づくりの推進に寄与することを目的として制定。

特別支援学校設置状況

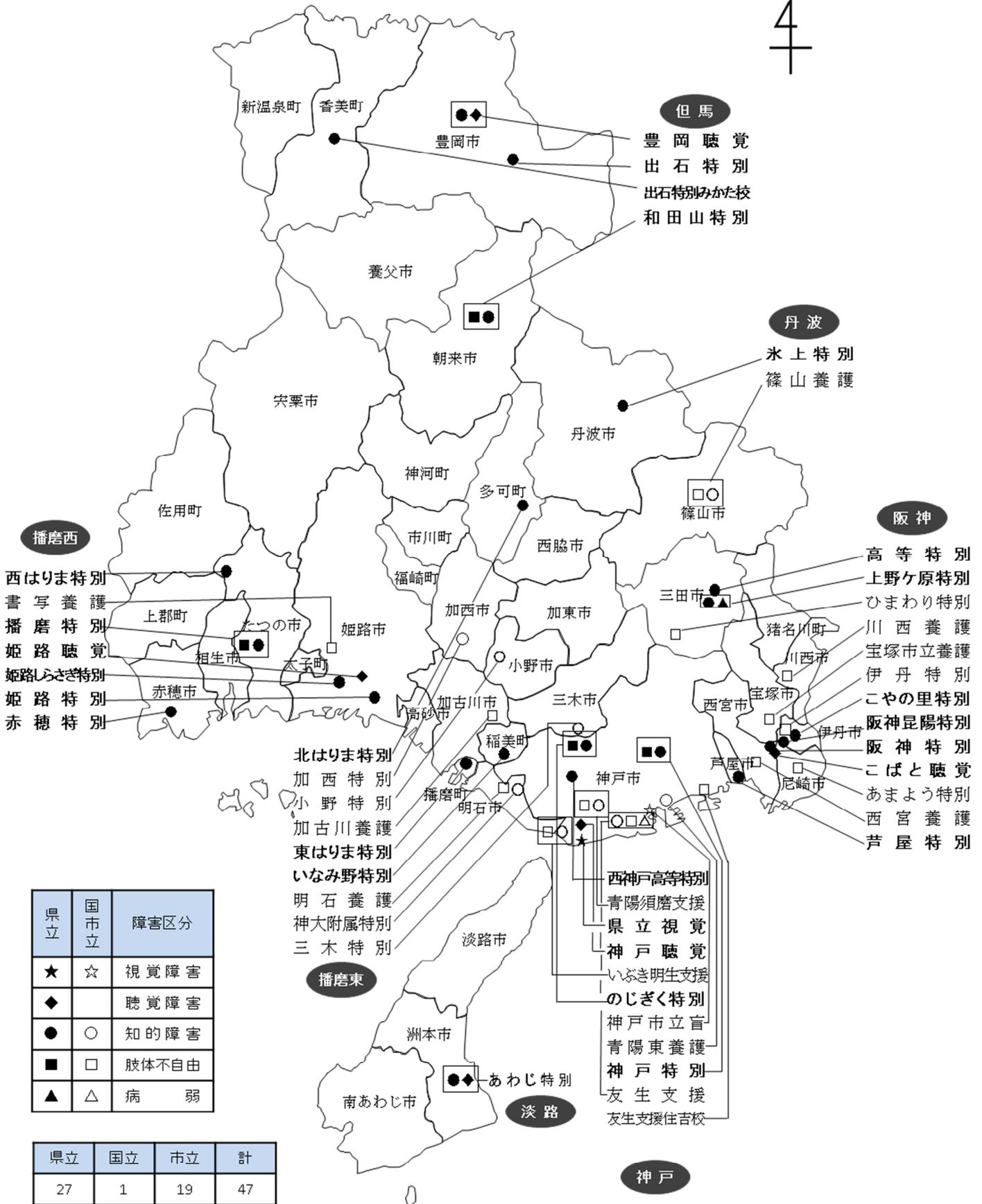
No.	障害種別	学校名	設置学部						専攻科	備考	
			保育 相談部	幼稚部	小学部	中学部	高等部				
							普通	専門			
1	視覚障害	兵庫県立視覚特別支援学校		○	○	○	○	○	○		
2		神戸市立盲学校		○	○	○	○	○	○		
3	聴覚障害	兵庫県立神戸聴覚特別支援学校	○	○	○	○	○	○	○		
4		兵庫県立姫路聴覚特別支援学校	○	○	○	○	○	○	○		
5		兵庫県立こばと聴覚特別支援学校	○	○							
6	知的障害	神戸大学附属特別支援学校			○	○	○				
7		兵庫県立西神戸高等特別支援学校						○		開校(H29)	
8		兵庫県立阪神特別支援学校			○	○	○	○	※3	分教室設置(H27)	
9		兵庫県立芦屋特別支援学校			○	○	○				
10		兵庫県立こやの里特別支援学校			○	○	○	○	※3	分教室設置(H26)	
11		兵庫県立阪神昆陽特別支援学校						○			
12		兵庫県立高等特別支援学校						○			
13		兵庫県立氷上特別支援学校			○	○	○				
14		兵庫県立いなみ野特別支援学校			○	○	○				
15		兵庫県立東はりま特別支援学校			○	○	○				
16		兵庫県立北はりま特別支援学校			○	○	○				
17		兵庫県立姫路特別支援学校			○	○	○	○	※3		
18		兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校			○	○	○			開校(H26)	
19		兵庫県立赤穂特別支援学校			○	○	○				
20		兵庫県立西はりま特別支援学校			○	○	○				
21		兵庫県立出石特別支援学校			○	○	○				
22			みかた校		○	○	○			開校(H27)	
23			神戸市立青陽東養護学校			○	○	○			
24			三木市立三木特別支援学校			○	○				
25			小野市立小野特別支援学校			○	○				
26			加西市立加西特別支援学校			○	○	○			
27		聴知	兵庫県立豊岡聴覚特別支援学校		○	※1	○	○			聴知併置(H28)
28			兵庫県立あわじ特別支援学校		○	※1	○	○	○		
29		知肢	兵庫県立神戸特別支援学校			○	○	○			
30			兵庫県立のじぎく特別支援学校		○	※2	○	○	○		
31			兵庫県立播磨特別支援学校					○	○		
32	兵庫県立和田山特別支援学校				○	○	○				
33	神戸市立青陽須磨支援学校				○	○	○				
34	神戸市立いぶき明生支援学校			○	※2	○	○	○		開校(H29)	
35	篠山市立篠山養護学校			○	※2	○	○	○		知肢併置(H28)	
36	肢体不自由	尼崎市立あまよう特別支援学校			○	○	○			名称・位置変更(H31)	
37		西宮市立西宮養護学校			○	○	○				
38		伊丹市立伊丹特別支援学校			○	○	○				
39		宝塚市立養護学校			○	○	○				
40		川西市立川西養護学校			○	○	○				
41		三田市立ひまわり特別支援学校			○	○	○			開校(H27)	
42		明石市立明石養護学校			○	○	○				
43		加古川市立加古川養護学校		○		○	○	○			
44		姫路市立書写養護学校			○	○	○				
45	知病	兵庫県立上野ヶ原特別支援学校			○	○	○				
46	知肢病	神戸市立友生支援学校		○	※2	○	○	○			
47	肢体	住吉分校			○	○	○				

※1 幼稚部は聴覚障害のみ

※2 幼稚部は肢体不自由のみ

※3 分教室(普通科職業コース等)を設置している学校

特別支援学校設置状況図



県立	国市立	障害区分
★	☆	視覚障害
◆		聴覚障害
●	○	知的障害
■	□	肢体不自由
▲	△	病弱

県立	国立	市立	計
27	1	19	47